

1. 組織名

日本ワイナリー協会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

原料用の果実、ワイン及びぶどう搾汁の関税の撤廃

⇒ 我が国におけるワインの製造は、国産の醸造用ぶどうの価格が極めて割高で外国産ワインに比べてコスト高に加え、国内における原料ぶどうの不足等の問題から原料の多くを海外に依存している状況にあります。

我が国におけるワイン製造が輸入原料に依存する割合が高く、現行の関税の負担はコスト的に重いものがあり、経営の圧迫要因になっていますので、関税の撤廃を是非ともお願いしたい。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

輸出を振興させていくための国内法(酒税法)等の改正

⇒ 果実酒に貯蔵用樽材を粉碎加工したチップを投入し樽香味を付与する方法は、外国で広く採用されており、樽香味を付与する方法が異なっても、同一果実酒として取り扱われています(日本では、粉碎加工したオークチップを投入した場合の品目は甘味果実酒になる。)

果実酒を樽に長期間貯蔵する方法は、高価な樽の確保、長期間の貯蔵、樽の管理スペースを必要とし、酒税額も果実酒に比べ甘味果実酒は5割高となっている。

今後、国内の果実酒製造業者が、海外へ果実酒を輸出していく上で価格面からも対抗できるよう法整備をお願いしたい。

2. 提出意見③

該当する交渉分野

TBT(貿易の技術的障害)

意見

国際基準との整合性を図った国内法の整備

⇒ 我が国において平成25年6月28日に食品表示法が公布されたが、今後2年を超えない範囲で酒類の関する政令、府令及び告示等により表示基準が制定されることとなっている。

表示基準の制定に当たっては、国際基準との整合性、現状の日本国の運用状況、相手国の利害関係者の意見等を十分に聴取し、原材料・原産地表示等が新たな非関税障壁とならないよう配慮をお願いしたい。

2. 提出意見④

該当する交渉分野

貿易円滑化

意見

輸出対象国における酒類の添加物の対象品目の緩和

⇒ 果実酒製造の際に使用できる添加物に内外での差異がある。

例えば、日本で使用できる添加物で、アメリカ合衆国で使用できない添加物として、カゼインナトリウム、アンモニア等15を超える物品が存在する。

これらの規制により、日本からの輸出の障害となっており、日本からの自由な輸出が制限されることのないようにしていただきたい。

2. 提出意見⑤

該当する交渉分野

貿易円滑化

意見

酒類の添加物に係る食品衛生法上の許可対象品目の拡大と許可申請手続の簡素化

⇒ 我が国では、諸外国で広く認められている添加物(メタ酒石酸、硫酸銅など)が許可されていない。

製品原価の割高等のあることから輸出相手国との競争力低下にもつながりかねないところであり、国際基準に合わせて取り扱いをお願いしたい。

また、許可申請手続についても、現状において許可まで長期間にわたっていることから、一層の迅速化、簡素化を図っていただきたい。

2. 提出意見⑥

該当する交渉分野

貿易円滑化

意見

輸出対象国における通関手続の簡素化

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項